

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 都市計画部住環境課管理担当

問合せ先 03 - 5803 - 1374

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	空家等対策事業補助金								
根拠規定等	文京区空家等対策事業実施要綱、文京区空家等対策事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	26	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	6年	終了予定年月	
見直し年月	平成	31	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	2年		
見直しの内容	対象者の条件(暴力団関係者、他の助成金を受けている者を除外)、契約解除の規定(土地の権利を譲渡した場合)等を追加								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	7都市整備費	1都市整備費	4住宅対策費	8空家等対策関係事業	1空家等対策事業	188			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	空家等対策事業の対象の認定決定を受けた者に対し、空家等の除却に要した費用を補助することにより、除却の促進及び跡地の有効活用を行う。								
補助事業等の内容	管理不全な空家等について、所有者の同意の下、除却に必要な建物解体・土地整備費用を補助する。								
補助対象経費の内容	空家等の除却に要した費用(上限200万円)								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区内に存する空家等の所有者等								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 10/10(上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }								
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 1件あたり、200万円を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	ホームページ、チラシにより事業を周知している。								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (対象物件所在地の施工前後の写真)								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合 区 39/100 国 36/100 都 25/100 補助対象者								
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由						

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	0	1
決算(予算)額	0	0	0	2,000
国庫支出金	0	0	0	720
都支出金	0	0	0	500
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	780
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	-	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	-	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	平成26年度の事業開始以降、空家の除却による跡地利用として区民の広場や消火器具設置場所等の実績があり、除却の促進及び跡地の有効活用に資することができる。
課題	平成30年度以降実績が無い状況であるため、更なる事業の周知が必要である。
今後の方向性	ホームページ、区報、ちらし、ポスター、ツイッター等を活用するとともに、相談があった空家の所有者への通知にちらしを同封する等、事業を普及させるべく、広く周知を図っていく。